治療と仕事との両立支援

令和8年度 健康保険委員 オンライン研修会
2026年11月6日（金）
岩手産業保健総合支援センター 産業保健相談員
田鎖 愛理 （たくさり えり）

私と両立支援との出会い（亡父）



- 1994年（39歳）、咳と痰がひどくなり、受診の結果、肺腺がんで骨転移を伴っており、Stage Ⅳで余命1年以内と宣告された。当時、本人には未告知で、母に告知された。演者（中学2年生）も知らされていなかった。
- 入院して化学療法と放射線療法を行った後「出来るだけ仕事をしたい」とのことで同年秋に職場復帰。
- 同年12月上旬に職場で呼吸困難を訴え、緊急入院。
- 翌年1月21日、40歳で永眠。呼吸困難が悪化し気管挿管のため鎮静を受ける直前に「見るな」と告げたのが最期の言葉だった。
- 心肺蘇生中に「病院に行ったときは、もうだめだったの」と母から告げられた。

亡父と家族を見守ってくださった各位に、謹んで御礼申し上げます。

がん遺児が産業医になるまで



- 亡父が入院中、外出時に盛岡第一高校を指して「この高校に入りたいか」と尋ね、演者は「はい」と即答した。
- 家族の理解と給付型奨学金の助けを得て、高校時代から地元（宮古市）を離れて生活した。
  - アフラックがん遺児奨学基金
    （高校卒業祝いとして頂戴した時計：左）
  - 野村学芸財団奨学事業
  - コカ・コーラ奨学支援事業
- 自治医科大学に進学し、卒業後は岩手県内の公立病院で精神科医として勤務しながら岩手医科大学大学院で研修し、精神保健指定医・精神科専門医・指導医を取得後、産業医経験も経て労働衛生コンサルタント試験に合格した。
- 岩手医科大学に就職して産業医経験を更に積み、2025年度から岩手産業保健総合支援センター相談員も兼務し、現在に至る。

進学や業務の中で頂戴した多くの皆様からのサポート、奨学金を支給してくださった各位に、深く御礼申し上げます。

産業医とは

産業医とは

Point!

- 労働者が50人以上の事業場では産業医を選任し労働者の健康管理等について相談し、アドバイスをしてもらう（意見聴取する）ことが必要です。
- 産業医は、労働者が健康に就労できるような支援を行います。産業医の活躍を主に期待できるものとして、健康診断とその結果に基づく措置、治療と仕事の両立支援、ストレスチェック制度や長時間労働者に対する面接指導などがあります。

1　産業医の職務

産業医は労働者の健康管理等を行う役割を担っています。そして労働者が50人以上の事業場（注：人数要件は事業場単位であり企業単位ではありません。また、短時間労働者や契約社員などの雇用者だけでなく、自社に派遣されている労働者も含みます）では、事業者に産業医を選任することを義務づけています[1]。また労働者数が50人未満の事業場でも医師等にその役割を担わせることを努力義務としています[2]。なお、1,000人以上の大規模事業場などでは専属産業医を選任することが必要です。

産業医の職務は、法律上９つに分類されています[3]。

なお、50人未満の産業医の選任義務のない事業場では、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）が労働者の健康管理等に係る業務についての相談やその他の必要な援助の支援をしています。また、行政が小規模事業場等に助成金を支給している活動もあります。

産業医の職務（安衛則第14条第１項）

①健康診断の実施とその結果に基づく措置
②長時間労働者に対する面接指導・その結果に基づく措置
③ストレスチェックとストレスチェックにおける高ストレス者への面接指導その結果に基づく措置
④作業環境の維持管理
⑤作業管理
⑥上記以外の労働者の健康管理
⑦健康教育、健康相談、労働者の健康の保持増進のための措置
⑧衛生教育
⑨労働者の健康障害の原因の調査、再発防止のための措置

また産業医はこれらの活動に加え、月に１回の職場巡視や衛生委員会への参加、長時間労働者に関する情報の把握が必要であり、これらを通じ労働者の実態と現状を知ることでより適切な健康管理等を行うことができます[4-6]。

参考文献・引用
〔1〕労働安全衛生法　第13条
〔2〕労働安全衛生法　第13条の２
〔3〕労働安全衛生規則　第14条
〔4〕労働安全衛生規則　第15条
〔5〕労働安全衛生法　第18条
〔6〕労働安全衛生規則　第52条の２　第３項

2　産業医に期待できること

産業医が会社に関わることで期待できる主要な点を記載します。

産業医には、医学的な立場から労働者の健康保持増進や職場環境の改善などについて助言してもらい、より働きやすい職場を作り上げていくよう一緒に考えてもらいましょう。

②　治療と仕事の両立支援

以前は「病気の治療＝仕事を休んでの自宅療養・入院治療」と考えがちでしたが、今は治療をしながら就業する労働者が増加傾向にあります。このような労働者がいる場合、本人からの申出に加え産業医にその労働者と面談してもらい、専門的な見地から就業の可否・適正な配慮の必要性などについてアドバイスをしてもらいましょう。本人はつい無理をしがちで、病気が悪化してしまうこともあります。事業者が産業医に適切な意見を求めることで、適切な治療を受けながら就労を継続することが期待できます。

独立行政法人 労働者健康安全機構「中小企業事業者のために産業医ができること」
https://www.johas.go.jp/Portals/0/data0/sanpo/material/download/2021sangyouikatuyouseminer..pdf

職場に産業医がいない小規模事業場

表Ⅲ－２　従業者規模別事業所数及び従業者数

従業者規模	事業所数（2024年）	総数に占める割合（%）	従業者数（2024年）（人）	総数に占める割合（%）
総数	3,726,874	100.0	54,676,396	100.0
1～　4人	1,719,771	46.1	3,971,957	7.3
5～　9	816,951	21.9	5,391,785	9.9
10～ 19	577,512	15.5	7,798,894	14.3
20～ 29	228,445	6.1	5,425,136	9.9
30～ 49	171,153	4.6	6,426,306	11.8
50～ 99	105,606	2.8	7,240,190	13.2
100～199	42,998	1.2	5,832,277	10.7
200～299	11,631	0.3	2,805,358	5.1
300人以上	14,120	0.4	9,784,493	17.9

注１：総数には従業者０人の事業所を含む。
注２：「事業所数」及び「従業者数」は必要な事項の数値が得られた事業所を対象として集計した。

従業者1～49人未満（産業医選任義務なし）

- 事業所数　3,513,832 箇所
  （全事業所の94.2%）
- 従業者数 29,014,078 人
  （全従業員の53.1%）

⇒ほとんどの事業場では産業医選任義務がなく

半数以上の労働者が
産業医に出会わない

と推測される!!

総務省 令和6年経済センサス-基礎調査（民営事業所）速報集計結果 令和7年5月30日
https://www.stat.go.jp/data/e-census/2024/pdf/kou_kekka_s.pdf

治療と仕事の両立支援の実状

令和６年

区　　分	事業所計 1)	産業保健の取組を行っている 2)		私傷病（がん、精神障害等）を抱える労働者の治療と仕事の両立支援
合　　計	100.0	89.8	(100.0)	(35.4)
（事業所規模）				
1,000 人以上	100.0	100.0	(100.0)	(78.5)
500 ～ 999人	100.0	100.0	(100.0)	(65.6)
300 ～ 499人	100.0	100.0	(100.0)	(59.8)
100 ～ 299人	100.0	99.4	(100.0)	(46.5)
50 ～ 99人	100.0	98.8	(100.0)	(41.3)
30 ～ 49人	100.0	91.7	(100.0)	(40.4)
10 ～ 29人	100.0	87.4	(100.0)	(32.0)
（再掲）50人以上	100.0	99.0	(100.0)	(44.8)
令和５年　合計	100.0	87.1	(100.0)	(29.9)

令和6（2024）年時点で、産業保健の取組のうち

治療と仕事の両立支援を行っている

事業場規模　50人以上 44.8%

30～49人 40.4%

10～29人 32.0%

⇒産業医が選任される規模でも
半数以上の事業場で
両立支援の取り組みが
なされていない

と推測される!!

厚生労働省 令和6年 労働安全衛生調査（実態調査）結果の概要 事業所調査
https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/r06-46-50_kekka-gaiyo01.pdf

全ての事業主の方へ

令和８年
４月から

病気を抱える労働者の
治療と就業の両立支援
が努力義務になります！

改正労働施策総合推進法（令和７年法律第63号）により、令和８年４月１日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和８年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。



イメージキャラクター
ちりょうさ



厚生労働省 治療と仕事の両立について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html

両立支援に産業医として関わった事例

本人に文書によるインフォームド・コンセントを行った上で、
論旨に影響のない範囲で細部の改変を行った。

【事例】40代の女性、乳がん・新薬の副作用







事例提供を快諾してくださった社員の方に、
改めて深謝申し上げます。

参考：傷病手当金の支給に係る産業医の意見の取扱いについて

○傷病手当金の支給に係る産業医の意見の取扱いについて

(平成26年9月1日)
(事務連絡)
(全国健康保険協会あて厚生労働省保険局保険課通知)

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、疾病又は負傷により休業した被保険者の職場復帰に当たっては、管理監督者、産業医その他の産業保健スタッフ、主治医等の連携が重要とされており、このうち産業医は、労働者の健康管理の観点等から労働者及びその管理監督者に対して必要な助言及び指導を行うとともに、主治医との情報交換を行うなどの役割を担っています。

これらに鑑み、傷病手当金の支給に当たり、被保険者から産業医の意見が提出された場合の取扱いについて、別添のとおりQ&Aを作成いたしましたので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

(別添)

傷病手当金の支給に係る産業医の意見の取扱いについて

【質問1】
傷病手当金の支給申請書に添付する医師等の意見書は、産業医が作成することはできるのか。

(回答)

○　被保険者が傷病手当金の支給を受ける際には、健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号。以下「規則」という。)第84条の規定に基づき、傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日、労務に服することができなかった期間等を記載した申請書に、被保険者の疾病又は負傷の発生した年月日、原因、主症状、経過の概要及び労務に服することができなかった期間に関する医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)の意見書その他の書類を添付して保険者に申請することとされている。

(注)医師等の意見書については、規則第110条に基づき、傷病手当金の支給申請書に相当の記載を受けたときは、添付を要しない。

○　ここで、意見書を作成する医師等は、被保険者の主症状、経過の概要等を記載することとされているため、被保険者が診療を受けている医師等である必要がある。したがって、被保険者が診療を受けている医師が企業内で当該被保険者の診療を行う産業医であれば、当該産業医が意見書を作成することは差し支えない。

○　なお、産業医が意見書の作成に当たって企業内で被保険者の診療を行う場合には、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2、第7条及び第8条の規定に基づき、企業内に診療所等の開設がなされていることが必要となるので留意されたい。

○　また、被保険者が、診療を受けている医師等から労務不能であることについての意見が得られなかった場合、当該医師等とは別の産業医に対し、労働者としての立場で就業についての意見を求め、意見を求められた当該産業医が任意に作成した書類を保険者に提出することは差し支えない。この場合、規則第84条に規定する医師等の意見書には、労務不能と認められない疾病又は負傷に係る意見の記載を求めることとされたい。

また、このような場合、保険者が、被保険者本人の同意を得た上で、当該産業医の意見を聴くことも差し支えない。

保険者においては、これらの書類の提出を受けた場合等には、双方の意見を参酌し、適切な判断をされたい。

【質問2】
主治医が就労して差し支えないと診断した一方で、産業医がまだ就労することには慎重であるべきであり、休業を要するという意見であった場合、傷病手当金を支給することはできるのか。

(回答)

○　傷病手当金の支給要件である「労務に服することができないとき」の判断については、「一部労務不能について」(昭和31年1月19日保文発第340号)において、保険者が「必ずしも医学的基準によらず、その被保険者の従事する業務の種別を考え、その本来の業務に堪えうるか否かを標準として社会通念に基づき認定する」との考え方が示されている。

○　保険者においては、質問1に示した書類等に基づき、被保険者が診療を受けている医師等の意見に加え、産業医からの当該被保険者に係る就業上の意見も参酌し、傷病手当金の支給の可否について判断されたい。

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc0389&dataType=1&pageNo=1

治療と就業の両立支援指針を踏まえた私見

- 指針には「休業開始前の対応」には「休業に関する制度」の記載があるものの、「治療後の経過が悪い場合の対応」「業務遂行に影響を及ぼしうる状態の継続が判明した場合への対応」には「休業に関する制度」の記載がなく、産業医が就労継続不能の意見を述べた後の本人への対応が不十分になることが懸念される。
- 慢性疾患では、本事例のように治療経過により業務遂行に影響を及ぼす場合もある。主治医から労務不能の意見が得られず産業医が休業を要するという意見であった場合、書類を提出することにより保険者の判断により傷病手当金が支給される場合がある。すなわち保険者が「必ずしも医学的基準によらず、その被保険者の従事する業務の種別を考え、その本来の業務に堪えうるか否かを標準として社会通念に基づき認定する」との考え方に沿って対応し、労働者の生活支援に繋がったものといえる。
- このことについて、医療保険者のみならず、両立支援の取り組みを行う産業保健スタッフが熟知する必要性がある。



両立支援ってどうすれば
よいのかしら？

治療と仕事の両立支援ナビ

https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp

治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト

治療と仕事の両立支援ナビ

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

このサイトについて | リンク集 | うまく表示されない方へ

事業主の方へ | 労働者（患者）の方へ | 医療機関の方へ | 両立支援の取組事例 | お役立ちコンテンツ | シンポジウム

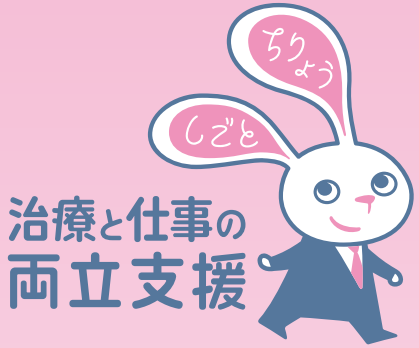


治療しながら働くことを希望する人。
受け入れ環境の整備を検討する事業主。
治療と仕事の両立のため、できる支援があります。



治療と仕事の両立には、事業主、労働者（患者）、医療機関、支援機関（者）の連携が重要です。
治療と仕事の両立のため、必要な対応ができているかチェックしましょう。

厚生労働省のWebサイトが近年充実していますので、このサイトの資料をもとに説明します。



治療と仕事の両立支援ガイド

～ 持続可能な経営の実現に向けて ～

（経営者・人事労務担当者版）

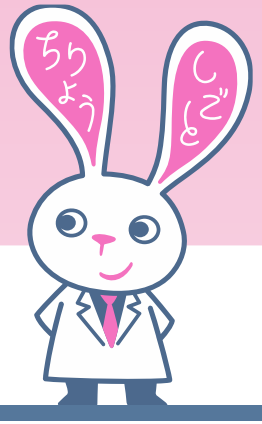
ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

はじめに

高年齢労働者の増加を背景に病気になる労働者の増加が見込まれるなかで、企業は持続的な経営の観点から、全ての労働者が適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる環境を整備していく必要があります。ここでは、治療と仕事の両立支援を行うにあたり、経営者あるいは人事労務担当者が知っておくべき基本的な事柄について解説します。

1. 治療と仕事の両立支援の必要性
2. 治療と仕事の両立が困難な場合のデメリット
3. 労働者から相談されたら
4. 企業として事前に準備すべきこと
5. 公的機関を利用する
6. 労働者を支援する各種制度を理解する
7. 各種サポート情報を利用する

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



1. 治療と仕事の両立支援の必要性

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1-1 人材不足解消に向けた取組が必要に

厳しさを増す中小企業の雇用環境

少子高齢化による
生産年齢人口の減少



大卒予定者や転職者の
大企業志向の高止まり

etc.

持続的な経営の実現に向けて…

新規採用（新卒・経験者）

＋

職場環境の整備（継続雇用）

安心感の醸成

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1-2 治療と仕事の両立支援による継続雇用の実現

高齢化

職場でも・・・



病気を抱えた労働者が増加傾向に

診断技術・治療方法の進歩によりハードルは低くなりつつある

職場環境を整備し、**治療と仕事の両立支援**に
取り組むことにより離職を防止（必要な人材の継続雇用）

※病気の人を働かせることへの不安がある場合は
産業保健スタッフや医療機関等に相談を！

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1-3 求められる意識改革

働き方改革

育児と仕事の両立

介護と仕事の両立

治療と仕事の両立







全ての人が自分事として考え、積極的に取り組むべき課題

経営者はもちろんのこと管理職の意識改革が重要に



経営者　管理職

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1-4 治療と仕事の両立支援のメリット

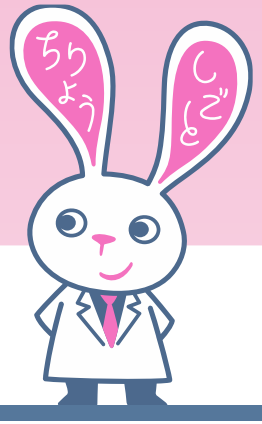
- 継続的な人材の確保（人手不足の解消）
- 労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 多様な人材の活用による組織・事業の活性化
- 労働者のワーク・ライフ・バランスの実現　etc.

多くの企業が**CSR（企業の社会的責任）**の一環として取り組む**健康経営**そのもの



業績や企業価値を向上させる

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



2. 治療と仕事の両立が困難な場合のデメリット

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2-1

両立が困難な場合のデメリット（患者である労働者）

病気は労働者のキャリアや人生設計に大きな影響を及ぼす



将来の年金
受給額にも影響

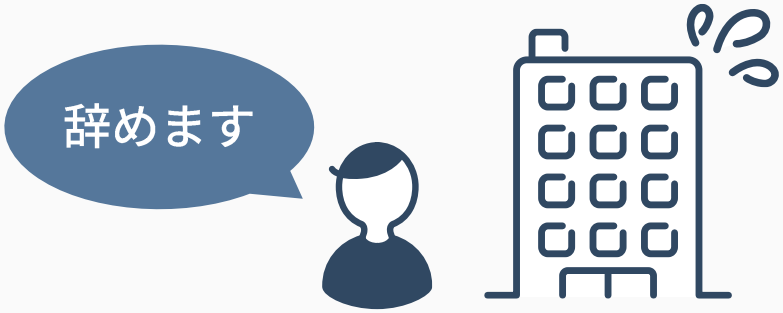
- 収入が大きく減少する可能性がある
- 治療や療養にかかる費用が家計を圧迫する
- 年齢が上がれば上がるほど再就職が困難になる

治療と仕事の両立支援でサポート！

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

2-2 両立が困難な場合のデメリット（企業組織）

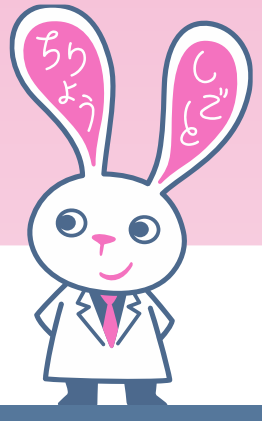
経験豊富な労働者が離職した場合、大きな損失が発生する



- 離職者が重要な役割を担っていたプロジェクトの停滞
- 新たな人材を採用するためのコスト負担
- 新たな人材を育成するためのコスト負担

治療と仕事の両立支援は企業が積極的に取り組むべき課題

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



3. 労働者から相談されたら

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3-1 治療と仕事の両立支援の流れ

労働者（患者）　企業・事業者　医師・医療機関





①仕事に関する情報の提供

自身の仕事に関する「勤務情報提供書」を作成して主治医に提供する。

人事労務担当者や産業保健スタッフと一緒に作成する

②主治医意見の提供

主治医意見書（下記を記載）を作成して労働者に提供する。

- 症状、治療の状況
- 退院後/通院治療中の就業継続の可否に関する意見
- 望ましい就業上の措置に関する意見
- その他、配慮が必要な事項に関する意見

③主治医意見の提出

主治医から入手した主治医意見書等を事業者に提出し、両立支援を申し出る。

両立支援は労働者の申出からスタートする

④産業医等からの意見聴取と配慮等の検討

事業者は産業医等から意見を聴取し、主治医の意見や労働者本人の要望を勘案して具体的な支援内容を検討する。

産業医や人事労務担当者等は、労働者の同意を得た上で、主治医から追加情報を収集できる

入院等による休業を要さない場合の対応

入院等による休業を要する場合の対応

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3-2 治療と仕事の両立支援の内容

入院等による休業を要さない場合の対応

①「両立支援プラン」の策定

治療しながら就業を継続するための「両立支援プラン」を策定する。

②「両立支援プラン」の実行

周囲の同僚や上司等に、情報を必要な範囲に限定した上で可能な限り開示し、理解を得ながら「両立支援プラン」を実行する。

入院等による休業を要する場合の対応

①休業開始前の対応

事業者は、労働者に対して休業に関する制度と休業可能期間、職場復帰の手順等について情報提供を行う。
労働者（患者）は、休業申請書類を提出し、休業を開始する。

②労働者のフォローアップ

あらかじめ定めた連絡方法等によって労働者と連絡をとり、状況確認や相談等のフォローアップを行う。

③「職場復帰支援プラン」の策定・実行

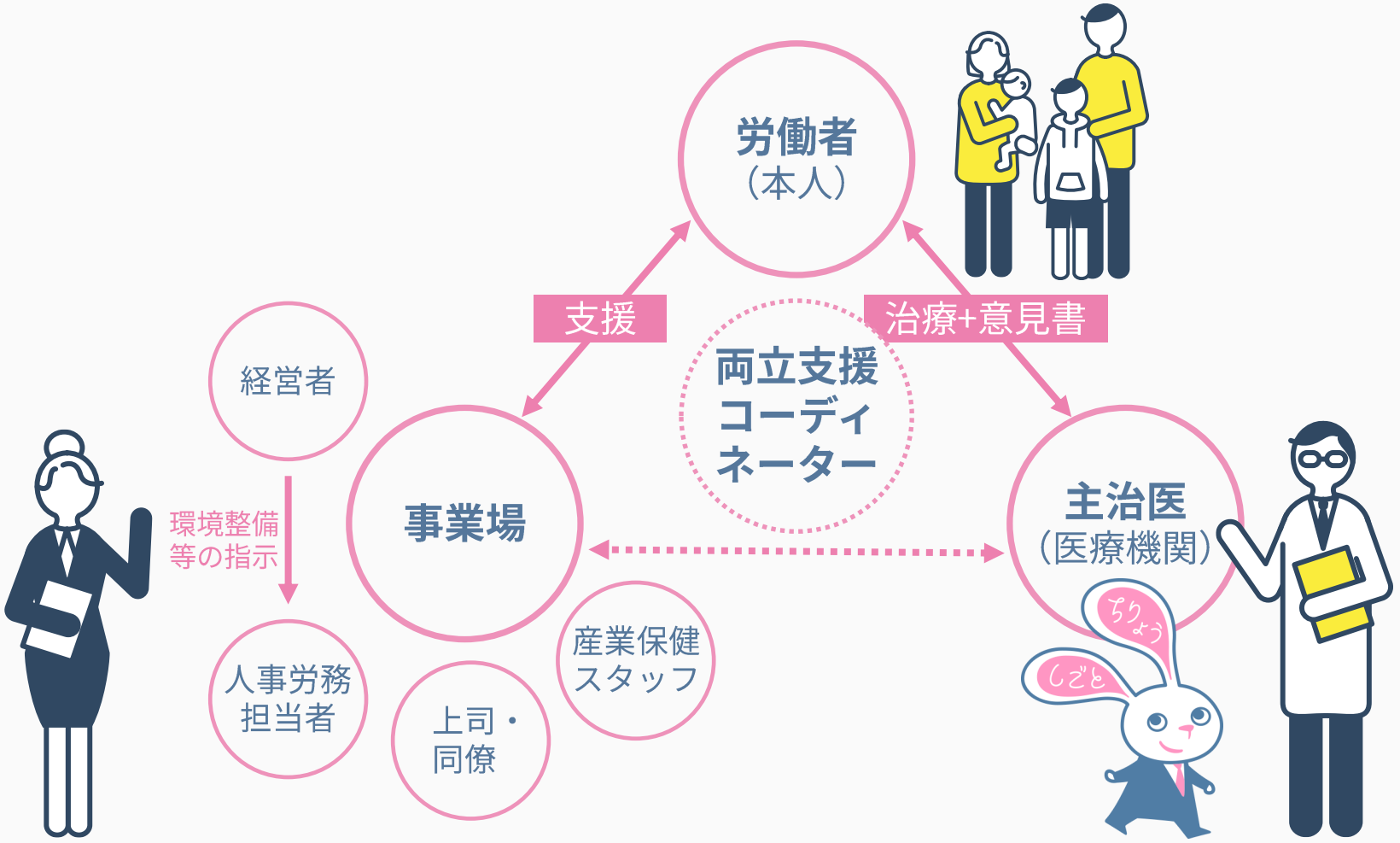
病状が回復したら、配置転換も含めた職場復帰の可否を判断し、労働者（患者）が職場復帰するまでの「職場復帰支援プラン」を策定・実行する。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3-3 治療と仕事の両立支援体制

労働者本人と関係者間の連携が重要



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3-4 両立支援の留意点 ①個人情報の取り扱い



病歴は**要配慮個人情報**のひとつ

他者に知られると、本人に差別や偏見など著しい被害を及ぼす恐れがある情報。法令で規定。

利用には**本人の同意**が必要。情報開示の**対象者**や、
対象者ごとの**開示範囲**を決めることが大切

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

両立支援の留意点 ②不安の払拭



不安定な心理状態

- 治療費は払えるだろうか？
- 仕事は継続できるだろうか？
- 将来が見えない。
- 会社に迷惑はかけられない。**辞めるべき？**

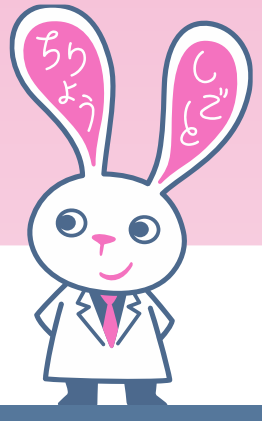
情報提供により不安を払拭

- 治療しながら働くことを支援する各種社内制度（休暇制度、勤務制度 等）
- 治療費を支援する制度（高額療養費制度 、限度額適用認定証 等）
- 生活を支援する制度（傷病手当金 、障害年金 等）
- 診断技術や治療方法の進歩に関する情報（がんの5年相対生存率 等）

1993年～1996年：**53.2%** → 2009年～2011年：**64.1%（10.9ポイント上昇）**

出典：全国がん罹患モニタリング集計　2009-2011年生存率報告（国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター，2020）、独立行政法人国立がん研究センターがん研究開発費「地域がん登録精度向上と活用に関する研究」平成22年度報告書

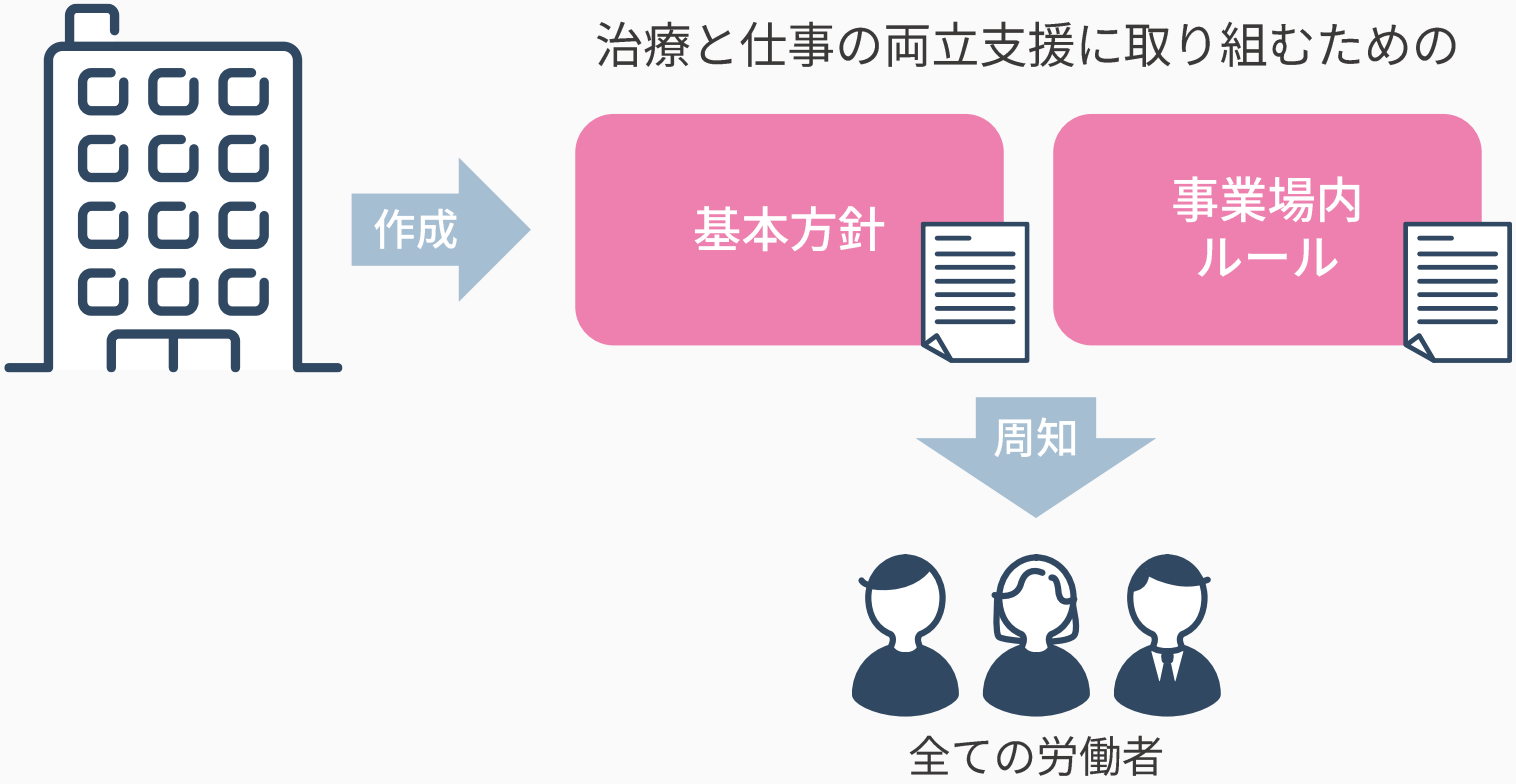
ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



4. 企業として事前に準備すべきこと

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

4-1 事業者としての基本方針を表明し労働者に周知する

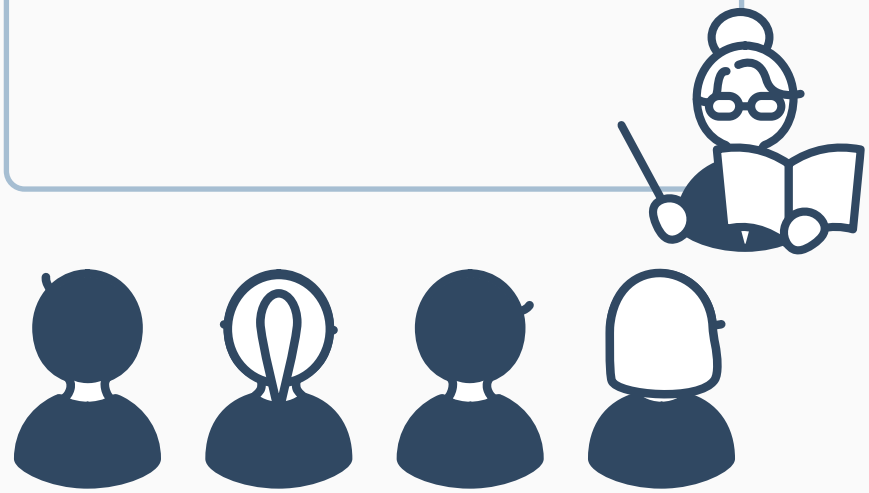


両立支援の必要性や意義の共有により
両立支援を実現しやすい職場風土が醸成される

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

4-2 研修等により両立支援の啓発を行う

両立支援とは？



全ての労働者

両立支援の円滑な実施に向け、研修等により**啓発**を行う

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

4-3 相談窓口等を設置する



治療と仕事の両立支援は、原則として労働者の申出から始まる

安心して相談・申出を行えるように**相談窓口**を設置

重要

人事労務部門の担当者、産業保健スタッフなど



情報の取り扱い方法を明確化して周知する

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

4-4 両立支援に関する制度・体制等を整備する

①休暇制度、勤務制度の整備

- ✓ 時間単位の年次有給休暇（労使協定による）
- ✓ 傷病休暇・病気休暇
- ✓ 時差出勤制度・短時間勤務制度
- ✓ 在宅勤務（テレワーク）制度　etc.

②労働者から申出があった場合の対応手順、関係者の役割の整理

- ✓ 関係者の役割と対応手順をあらかじめ整理する

③関係者間の円滑な情報共有のための仕組みづくり

- ✓ 主治医との情報連携をスムーズに行うための書類等の様式整備等

④両立支援に関する制度や体制の実効性の確保

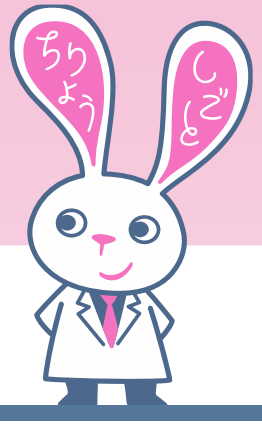
- ✓ 労働者への各種制度および相談窓口の周知
- ✓ 管理職への研修の実施

⑤労使等の協力

- ✓ 制度や体制の整備等の環境整備に向けた検討を行う際は、労使や産業保健スタッフが連携して取り組む

仕事と育児の両立支援や仕事と介護の両立支援など、既存の取組を生かす！

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

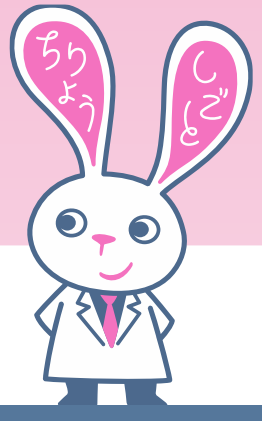


5. 公的機関を利用する

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

5-1 治療と仕事の両立を支援する公的機関

産業保健総合支援センター（さんぽセンター）	独立行政法人労働者健康安全機構により各都道府県に1か所設置・運営されている。治療と仕事の両立支援のための専門の相談員を配置し、以下のような支援を行っている。 ・事業者等に対する啓発セミナー ・産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修 ・関係者からの相談対応 ・両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導 ・患者（労働者）と事業者の間の調整支援等
治療就労両立支援センター	がん、糖尿病、脳卒中、メンタルヘルス等の疾病について、休業からの職場復帰や治療と仕事の両立支援を実施し、事例を集積し、治療と就労の両立支援マニュアルの作成・普及を行っている。
障害者就業・生活支援センター	障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行っている。
地域障害者職業センター	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構により各都道府県に1か所（そのほか支所5か所）設置・運営されている。「障害者職業カウンセラー」を配置し、障害者一人ひとりのニーズに応じて、職業評価、職業指導、職業準備訓練及び職場適応援助等の各種の職業リハビリテーションを実施するとともに、事業主に対して、雇用管理に関する専門的な助言その他の支援を実施している。
難病相談支援センター	難病の患者が地域で安心して療養しながら暮らせるよう、難病の患者等に対する相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点施設。難病診療連携拠点病院等、ハローワーク等の就労支援機関などと連携しながら難病患者への支援を行っている。このほか、以下のような取組も実施している。 ・関係者からの相談対応 ・患者（労働者）と事業者の間の調整支援等 ・難病に理解のある企業を積極的に周知する取組やイベント ・企業等を対象にした難病に対する理解を深める取組



6. 労働者を支援する各種制度を理解する

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

6-1 治療費を支援する制度

高額療養費制度 窓口：職場	同一月に高額な医療費の自己負担が必要となった際に、自己負担限度額を超えた分について「高額医療費」として払い戻しを受けられる制度です。自己負担の限度額は年齢や所得によって異なります。
限度額適用認定証 窓口：職場	事前に発行された本認定証を医療機関等に提示することで、高額医療費制度を利用する場合に、1か月間の窓口での支払いを自己負担限度額内に抑えることができます。
高額医療・高額介護合算療養費制度 窓口：職場	1年間に医療保険・介護保険の両方で自己負担があり、医療保険・介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えた場合、超過分の払い戻しを受けられる制度です。
指定難病・小児慢性特定疾病の患者に対する医療費助成制度 窓口：都道府県等	国が指定した難病などにかかっている患者のうち、一定の基準を満たす方の医療費について自己負担の一部に助成が受けられる制度です。
確定申告による医療費控除 窓口：所轄税務署	同一年に自身や生計を一にする配偶者、その他親族のために支払った医療費のうち、一定金額分の所得控除を受けられます。
肝炎患者（B型・C型）に対する医療費の支援 窓口：都道府県	肝炎（B型・C型）の医療費について、同一月に支払った医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合、医療費の助成を受けられます。その他、初回精密検査費や定期検査費（年2回まで）の助成を受けることができます。

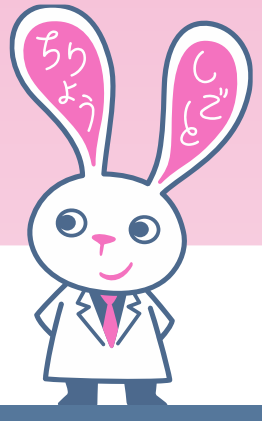
ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

6-2 生活を支援する制度

傷病手当金 窓口：職場	病気やケガなどやむを得ない理由で働けなくなったときにもらえる手当のことで、会社の健康保険に加入していれば申請・受給することができます。申請条件すべてに該当した場合に、支給開始日から通算して1年6か月に達する間、1日当たり被保険者の標準報酬月額の30分の1の3分の2相当額の支払いを受けられます。 ＜申請条件＞ ・業務外の病気やケガの療養のための休業であること。 ・就業が不可能であること。 ・4日以上仕事を休んでいること。 ・休業期間について給与等の支払いがないこと（支払額が傷病手当金の額より少ない場合は差額の支払いを受けられます）。
障害年金 窓口：年金事務所等	病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる年金です。病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」を受給することができます。
GLTD（団体長期障害所得補償保険） 窓口：職場	病気やケガで長期間働けなくなった従業員に対し、有給制度や健康保険だけでは補えない所得の損失を最長で定年年齢まで補償する企業向けの保険です。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



7. 各種サポート情報を利用する

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

7-1 ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」



https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/

とても充実していますので、ぜひご活用ください。
例えば「両立支援の取り組み事例」をクリックすると・・・

7-1 ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」



https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/

色々な事例が出てきます。東北の事例もありますよ！

治療と仕事の両立支援ナビ

https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp

治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト

治療と仕事の両立支援ナビ

厚生労働省

お問い合わせ | このサイトについて | リンク集 | うまく表示されない方へ

事業主の方へ | 労働者（患者）の方へ | 医療機関の方へ | 両立支援指針・様式例など | 両立支援の取組事例 | お役立ちコンテンツ | シンポジウム

治療も、仕事も、あきらめない。
治療と仕事の両立を支援するためのポータルサイトです。

病気を抱えながら働く方、
支援する企業・医療機関の皆さまへ
相談窓口・支援機関をご紹介しています。



各都道府県ごとに相談可能な
支援機関がご覧いただけます



岩手県の支援機関について、一緒に見てみましょう！

通称「さんぽセンター」
演者も相談員です。

岩手県

閉じる

産業保健総合支援センター

岩手産業保健総合支援センター	岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1	019-621-5366

ハローワーク

ハローワーク盛岡　専門相談部門	岩手県盛岡市紺屋町7-26	019-624-8904
ハローワーク盛岡　専門相談部門岩手医科大学附属病院　医療福祉相談室	紫波郡矢巾町医大通２－１－１	019－613-7111
ハローワーク盛岡　専門相談部門岩手県立中央病院　医療相談室内	盛岡市上田１丁目４－１	019－653－1151 内線2118

https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/useful/consultation_map/#iwate

岩手県に、他にも多数の相談窓口が!

がん相談支援センター		
岩手医科大学付属病院がん相談支援センター	岩手県紫波郡矢巾町医大通2-1-1	019－611－8073（直通）
岩手県立中央病院がん相談支援センター	岩手県盛岡市上田1-4-1	019-653-1151（内線2118）
岩手県立宮古病院がん相談支援センター	岩手県宮古市崎鍬ケ崎第1地割11-26	0193-62-4011
岩手県立大船渡病院気仙がん相談支援センター	岩手県大船渡市大船渡町字山馬越10-1	0192-26-1111
岩手県立中部病院がん相談支援センター	岩手県北上市村崎野17地割10	0197-71-1511
岩手県立久慈病院がん相談支援センター	岩手県久慈市旭町第10地割1	0194-53-6131
岩手県立磐井病院がん相談支援センター	岩手県一関市狐禅寺字大平17	0191-23-3452
岩手県立釜石病院がん相談支援センター	岩手県釜石市甲子町第10地割483-6	0193-25-2011
岩手県立二戸病院がん相談支援センター（カシオペアがんなんでも相談室）	岩手県二戸市堀野字大河原毛38-2	0195-23-2191
岩手県立胆沢病院がん相談支援センター	岩手県奥州市水沢龍ケ馬場61	0197-24-4121
岩手医科大学附属病院患者サポートセンター内医療福祉相談室	紫波郡矢巾町医大通２－１－１	019－613－7111
岩手医科大学附属内丸メディカルセンター患者サポートセンター内　医療福祉相談室	盛岡市内丸１９－１	019－613－6111
岩手県立胆沢病院地域医療福祉連携室	奥州市水沢字龍ヶ馬場６１	0197－24－4121
岩手県立中部病院患者・家族支援センター（えぐなるプラザ）	北上市村崎野１７地割１０	0197－71－1511
岩手県立磐井病院地域医療福祉連携室	一関市狐禅寺字大平１７	0191－23－3452

地域障害者職業センター		
岩手障害者職業センター	岩手県盛岡市青山4-12-30	019-646-4117

社会保険労務士会		
岩手県社会保険労務士会	岩手県盛岡市山王町1-1	019-651-2373

岩手県その他		
一般社団法人日本産業カウンセラー協会東北支部岩手事務所	盛岡市菜園一丁目3-6	019-681-0380
岩手県医療ソーシャルワーカー協会	雫石町七ツ森16-243	080-3145-2771
日本労働組合総連合会岩手県連合会	盛岡市大通1-1-16岩手教育会館4階	0120-154-052
岩手中企業団体中央会	盛岡市肴町4-5 カガヤ肴町ビル２階	019-624-1363
岩手労働局労働基準部健康安全課	岩手県盛岡市盛岡駅西通1-9-15	019-604-3007

県内の各地域の病院には
「がん相談支援センター」や
「医療福祉相談室」が
あります。

https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/useful/consultation_map/#iwate



皆様、ぜひ
公式サイトや
「さんぽセンター」
「地さんぽ」を
ご遠慮なく
ご活用ください!!

